

たわらもとちょう きほんじょうれい
「**田原本町こども基本条例**」

し
を知ろう!!

たわらもとちょう きほんじょうれい
「**田原本町こども基本条例**」
せつめい
について、**説明するトン!**

こんにちは



田原本町公式キャラクター「タワラモトン」

ぜひ！

じょうれい まえ し
「条例」の前に 知っておこう！



「児童の権利に関する条約」

せかいじゅう けんり さだ じょうやく
世界中のすべてのこどもたちがもつ権利を定めた条約

ねん こくさいれんごう さいたく
です。1989年に国際連合で採択されました。

にほん ねん ひじゅん
日本は、1994年に批准しています。

こくさいれんごう せかい くにくに あつ そしき
・国際連合・・・世界の国々が集まってできた組織です。

さいたく えら けつてい いみ
・採択・・・「選んで決定した」という意味です

ひじゅん さんせい いみ
・批准・・・「賛成する」という意味です。

「こども基本法」

わかもの しょうらい こうふく せいかつ おく
すべてのこどもや若者が、将来にわたって幸福な生活を送

しゃかい じつげん
ることができる社会を実現するためつくられました。

ねん れいわ ねん がつ せいりつ ねん れいわ ねん
2022年(令和4年)6月に成立し、2023年(令和5年)

がつ しこう
4月に施行されました。

しこう こうりよく はっせい
・施行・・・効力を発生させることです。

じょうれい ぜんたい
まず、条例の全体をみてみよう！

たわらもとちょう きほんじょうれい つぎ
「**田原本町子ども基本条例**」は次のようになっています。

ぜんぶん
前文

だい しょう そうそく
<第1章> 総則

だい じょう もくてき
第1条 目的

だい じょう ていき
第2条 定義

だい じょう きほんりねん
第3条 基本理念

だい じょう ちょう せきむ
第4条 町の責務

だい じょう かんけいしゃかん れんけいおよ きょうりよく
第5条 関係者間の連携及び協力

だい じょう ほごしゃ やくわり
第6条 保護者の役割

だい じょう じゅうみんなど やくわり
第7条 住民等の役割

だい じょう がっこうなどかんけいしゃ やくわり
第8条 学校等関係者の役割

だい じょう じぎょうしゃ やくわり
第9条 事業者の役割

だい しょう きほんてきしさく
<第2章> 基本的施策

だい じょう ぎゃくたい たいおう
第10条 虐待への対応

だい じょう いけん そんちょう
第11条 こどもの意見の尊重

だい じょう あんぜんあんしん かくほ
第12条 こどもの安全安心の確保

だい じょう まな およ せいちょう しえん かか かんきょうせいび
第13条 こどもの学び及び成長への支援に係る環境整備

だい じょう こそだ かていおよ よ そ しえん
第14条 子育て家庭及びこどもに寄り添った支援

だい じょう そうだん たいおう
第15条 こどもからの相談への対応

だい じょう しえん ひつよう しえん
第16条 支援を必要とするこどもへの支援

だい じょう けいかく さくてい
第17条 計画の策定



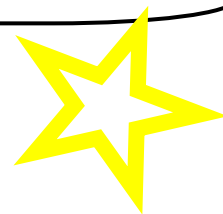
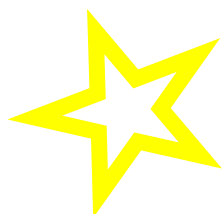
ぜん ぶん
前 文

※「まえぶん」ではなく「ぜんぶん」です。

すこ なが ぶんしょう ないよう かんたん
少し長い文章なので、内容を簡単にいうと…

- ①「こども」は社会の「宝もの」です
しゃかい たから
- ②「こども」を大切にして、社会全体で支えましょう
たいせつ しゃかいぜんたい ささ
- ③でも、人と人とのつながりが弱くなることで、社会
ひと ひと よわ しゃかい
全体で「こども」を見守る力が弱くなっています
ぜんたい みまも ちから よわ
- ④安心して「こども」を育てていくには、社会全体で
あんしん そだ しゃかいぜんたい
応援していく必要があります
おうえん ひつよう
- ⑤「こども」・「子育て」を社会全体で応援していくた
こそだ しゃかいぜんたい おうえん
め、この「条例」(ルール・考え方)を定めます
じょうれい かんが かた さだ

しゃかい たから
こどもたちは社会の「宝もの」だトン！



だい じょう もくてき
第1条 (目的)

もくてき つぎ さだ
「目的」として、次のことを定めています。
(わかりやすくするため、カンタンにしています。)

じぎょう ちょう かんが かた
①こどもに関する事業についての町の考え方を
定めること

れんらく
②いろいろな人と、連絡をとりあうこと

ちょう かんけいしゃ おこな あき
③町や関係者が行うことを明らかにすること

けいかく じぎょう すす
④計画をたてながら、事業を進めていくこと

けっか
その結果…



こどもたちが

すこ そだ
健やかに育つことが

もくてき
目的だトン



だい じょう ていぎ
第2条 (定義)

ムズカシソ～

ことば
な言葉ですが、



ことば い み
言葉の意味をハッキリさせるためのものなのです！

①「こども」・・・ 18歳さいになるまでの人ひと ※1

せいど おう さいじょう ひと ふく
制度せいどに応じて18歳さいじょう以上ひとの人ふくも含まふくみます ※2

②保護者ほごしゃ・・・ こどもを育てそだている人ひと

じゅうみんなど ちょう す ひと
③住民等じゅうみんなど・・・ 町ちょうに住すんでいる人ひと、

ちょうない はたら ひと ちょうない がっこう く ひと
町内ちょうないで働はたらいてる人ひと、町内ちょうないの学校がっこうに来くる人ひと

がっこうなどかんけいしゃ がっこう ようちえん ほいくしょ
④学校等関係者がっこうなどかんけいしゃ・・・ 学校がっこう、幼稚園ようちえん、保育所ほいくしょなど

ほか あつ しせつ せんせい しょくいん
その他ほかのこどもたちが集あつまる施設しせつの先生せんせいや職員しょくいん

じぎょうしゃ ちょう かいしゃ みせ
⑤事業者じぎょうしゃ・・・ 町ちょうにある会社かいしゃやお店みせ

かいしゃ みせ ひと
その会社かいしゃやお店みせの人ひとをいうことでもあります

※1 「児童じどうの権利けんりに関する条約かんじょうやく」でも、「こども」を18歳さいに
なる前まえの人ひととしています。

※2 例たとえば、高校こうこう3年生ねんせいには18歳さいの人ひとがいて、いろいろな
制度せいどを利用りようすることができます。

だい じょう きほんりねん
第3条 (基本理念)

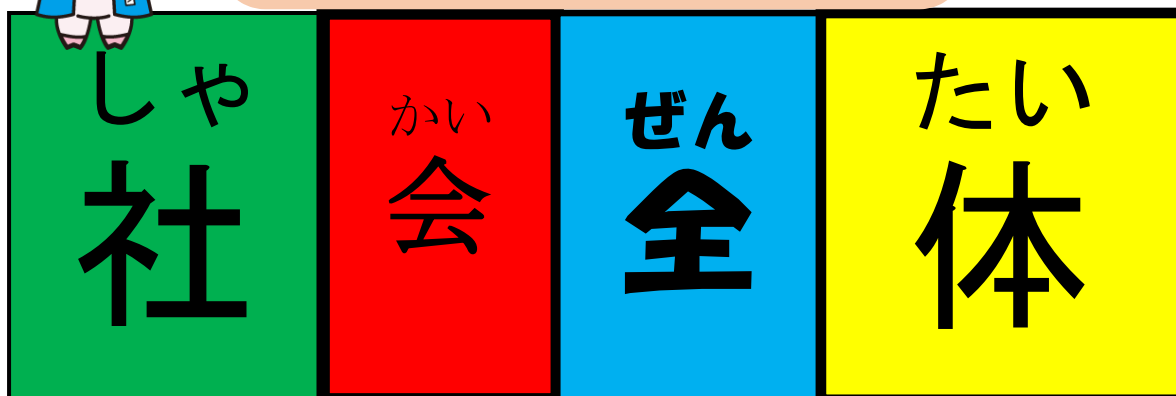
きほん りねん かんが かた
「基本 = もとになる」 + 「理念 = 考え方」です。
(ここでも、わかりやすくするため、カンタンにしています。)

- にほん けんぽう じどう けんり かん じょうやく
①日本の憲法、児童の権利に関する条約、こども
きほんほうなど かんが かた
基本法等の考え方を、もとにします。
- けんり たいせつ
②こどもたちの権利を大切にして、こどもたちにとって、
かんが
できるかぎりよいことを考えていきます。
- かのうせい
③こどもたちの可能性を、できるだけひろげます。
- しゃかいぜんたい そだ
④こどもたちを社会全体で育てていきます。

がちりち、ささえるんだトン!



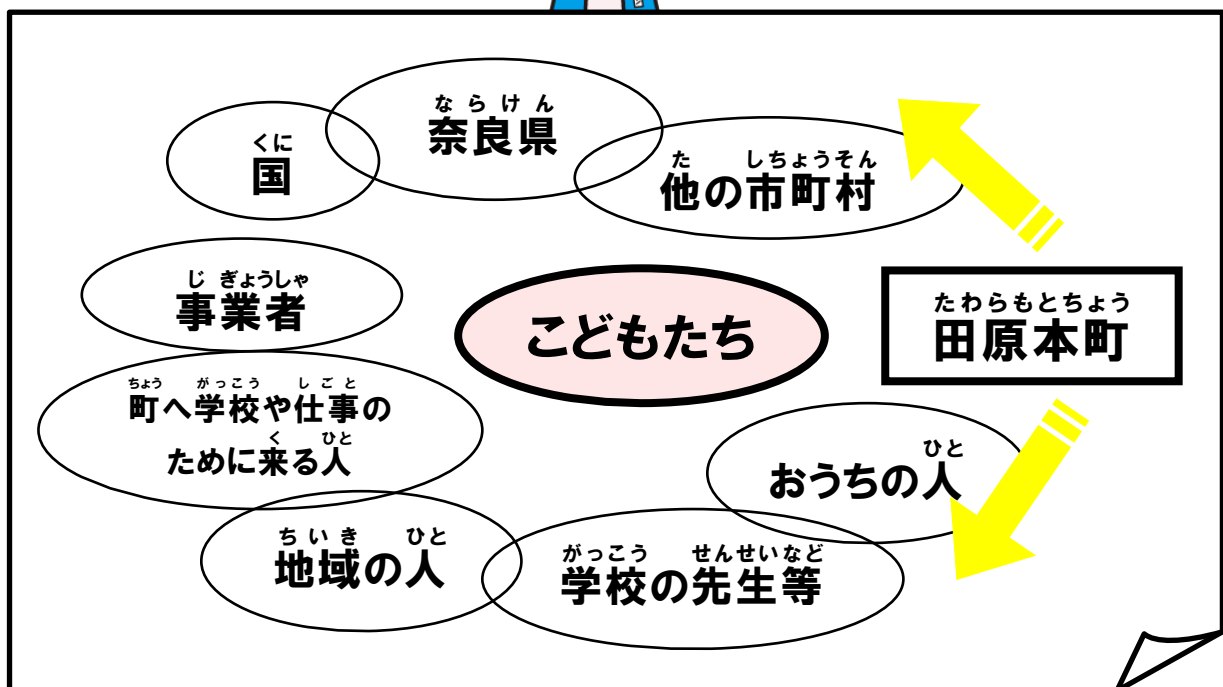
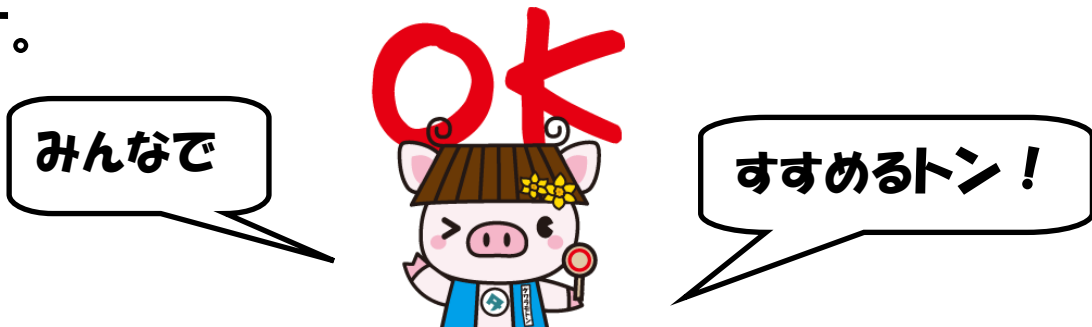
こどもたち



だい じょう ちょう せきむ
第4条 (町の責務)

ちょう かん じぎょう
 ○ 町が行う、こどもに関する事業については、
 くに ならけん た しちょうそん れんらく
 国や奈良県、他の市町村と連絡をとりあいながら
 すす
 進めていきます。

ちょう じぎょう すす
 ○ 町は、こどもに関する事業を進めるときは、おうち
 ひと ちいき ひと ちょう がっこう しごと く
 の人や地域の人、町へ学校や仕事のために来る
 ひと がっこう せんせいなど じぎょうしゃ れんらく
 人、学校の先生等や事業者と連絡をとりあいま
 す。



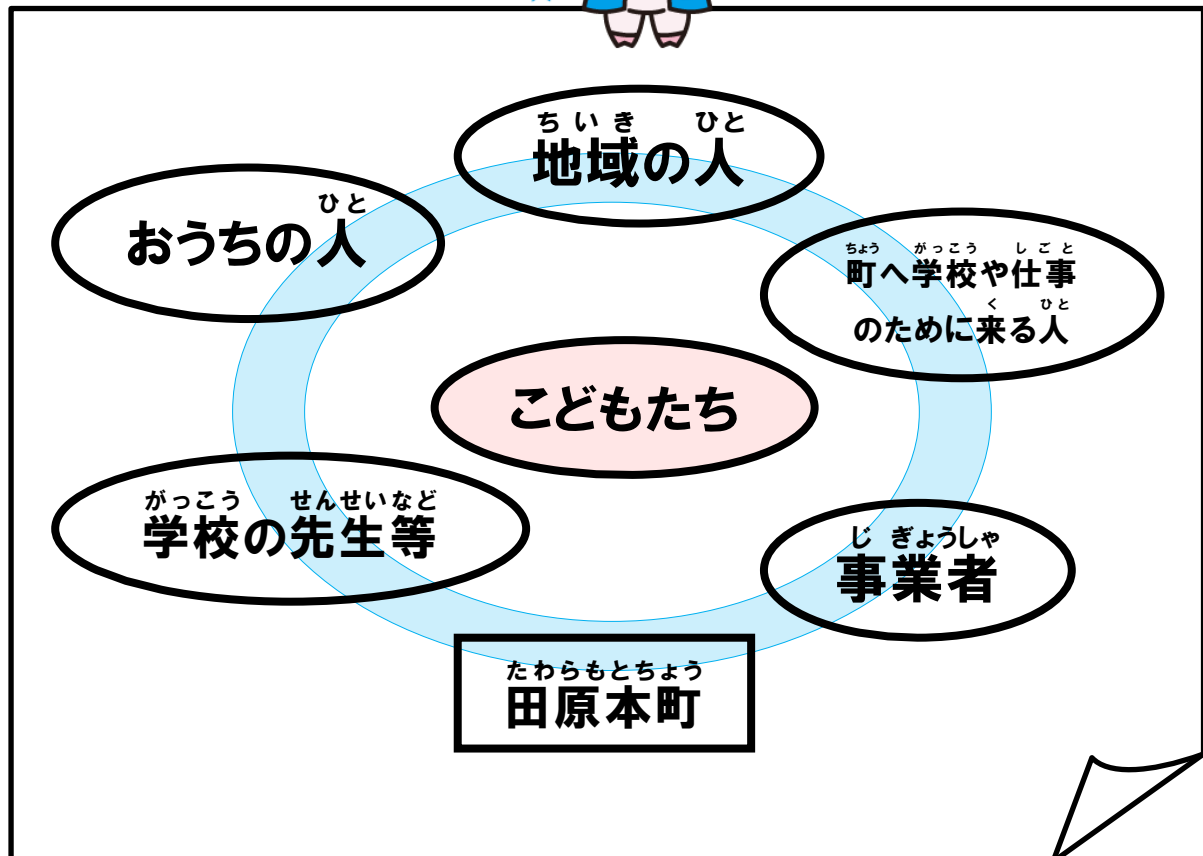
だい じょう かんけいしゃかん れんけいおよ きょうりよく
第5条 (関係者間の連携及び協力)

○こどもたちの権利を守るために、町、
 おうちの人や地域の人、学校の先生等や
 事業者が、お互いに協力します。

す
 図にすると…



こうなるトン!



だい じょう ほごしゃ やくわり
第6条 (保護者の役割)

ほごしゃ そだ ひと
「**保護者**」とは「**子どもを育てている人**」のことです。

だい じょう きほんりねん
第3条の「**基本理念**」にもとづいて…

ちょう せいど つか
町やまわりのいろいろな**制度**を使いつつ…

あいじょう そだ
子どもを、**愛情**をもって育てるように、

どりよく
努力してもらいます。

いろいろな**制度**をつかってみると
いいトン！



だい じょう じゅうみんなど やくわり
第7条 (住民等の役割)

じゅうみんなど ちょう す ひと
「**住民等**」とは、「**町に住んでいる人**」、
ちょうない はたら ひと ちょうない がっこうなど く ひと
「**町内で働いてる人**」「**町内の学校等に来る人**」

のことです。

だい じょう きほんりねん
第3条の「**基本理念**」にもとづいて…

ちょう かん じぎょう
町がおこなう、**子どもに関する事業**について

りかい じぎょう きょうりよく
理解するように、**事業に協力**するように、

どりよく
努力してもらいます。

じょうれい
この条例での
じゅうみんなど
「**住民等**」

ちょう す ひと
町に住んでいる人

ちょうない はたら ひと
町内で働いてる人

ちょうない がっこうなど く ひと
町内の学校等に来る人



だい じょう がっこうなどかんけいしゃ やくわり
第8条 (学校等関係者の役割)

がっこう せいかつ とお
○学校などでの生活を通して、こどもたちが、
い ちから み
「生きる力」を身につけることができるように
します。

がっこう あんぜんあんしん
○学校などでの安全安心をまもっていきます。

がっこう ちいき ひと こうりゅう
○学校などで、こどもたちが、地域の人と交流
できるようにします。

い ちから
「生きる力」

あんぜんあんしん
安全安心



ちいき こうりゅう
地域との交流



だい じょう じぎょうしゃ やくわり
第9条 (事業者の役割)

じぎょうしゃ ちょう かいしゃ みせ
「事業者」は「町にある会社やお店」のことで、
かいしゃ みせ ひと
その会社やお店の人をいうことでもあります。

だい じょう きほんりねん
第3条の「基本理念」にもとづいて…

ちょう かん じぎょう
町がおこなう、こどもに関する事業について

りかい じぎょう きょうりよく
理解するように、事業に協力するように、

どりよく
努力してもらいます。

ちょう みせ じぎょうしゃ
町にあるお店も「事業者」
らくに
に含まれます。



だい じょう ぎゃくたい たいおう
第10条 (虐待への対応)

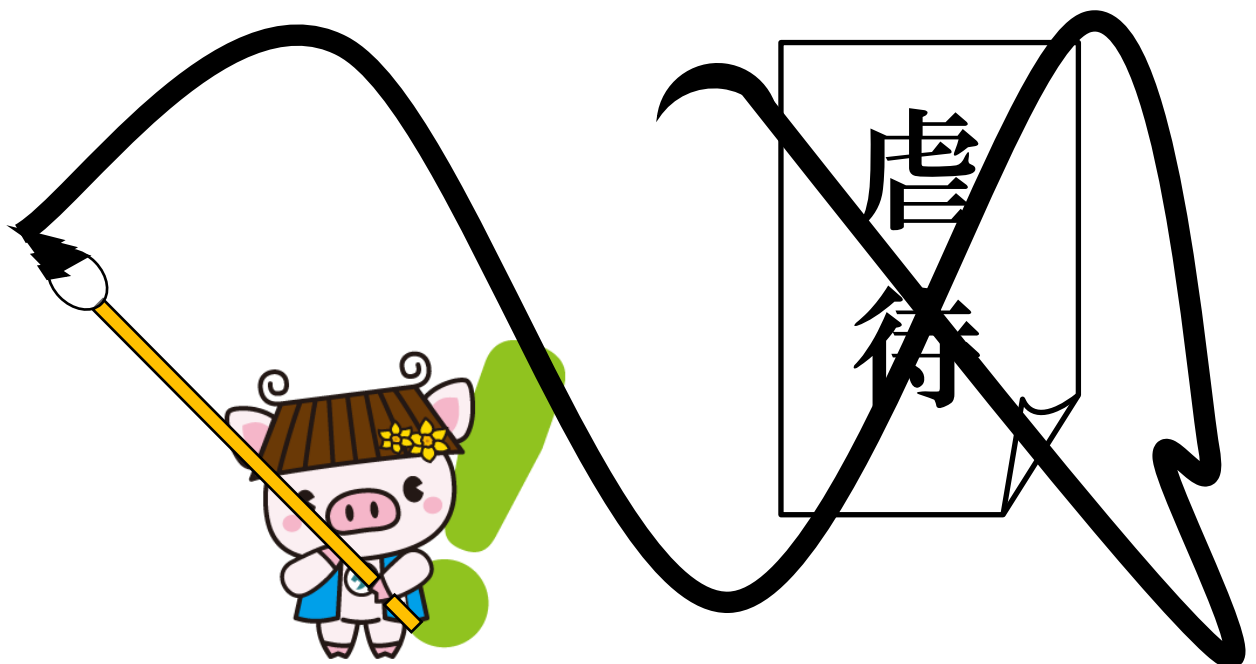
ぎゃくたい
「虐待」とは、^{こころ}心や^{からだ}体を「^{きず}傷つけること」です。

○「^{ぎゃくたい}虐待」を^{おこな}行ってはいけません。

また、「^{ぎゃくたい}虐待」を^{ゆる}許してはいけません。

○子どもたちを「^{ぎゃくたい}虐待」から^{まも}守るため、子どもたちにとって、^{じょうたい}できるかぎりよい状態にしていきます。

○子どもが^{すこ}健やかに^{せいちょう}成長できるように、^{ちょうぜんたい}町全体で^{とく}取り組んでいきます。



だい じょう いけん ぞんちょう
第11条 (こどもの意見の尊重)

ぞんちょう たいせつ
「尊重」とは「大切にすること」です。

ちょう じしん いけん
○町は、こどもたちが、こどもたち自身の意見や
かんが かつ た
考え方を、伝えることができますようにします。

ちょう けんり たいせつ
○町は、こどもの権利を大切にすることを、
ひと つた りかい
たくさんの人に伝えて、理解してもらいます。

しりょう
この資料の23ページには、
と あ さき いちらん
お問い合わせ先の一覧があるトン！

GO!



だい じょう

あんぜんあんしん かくほ

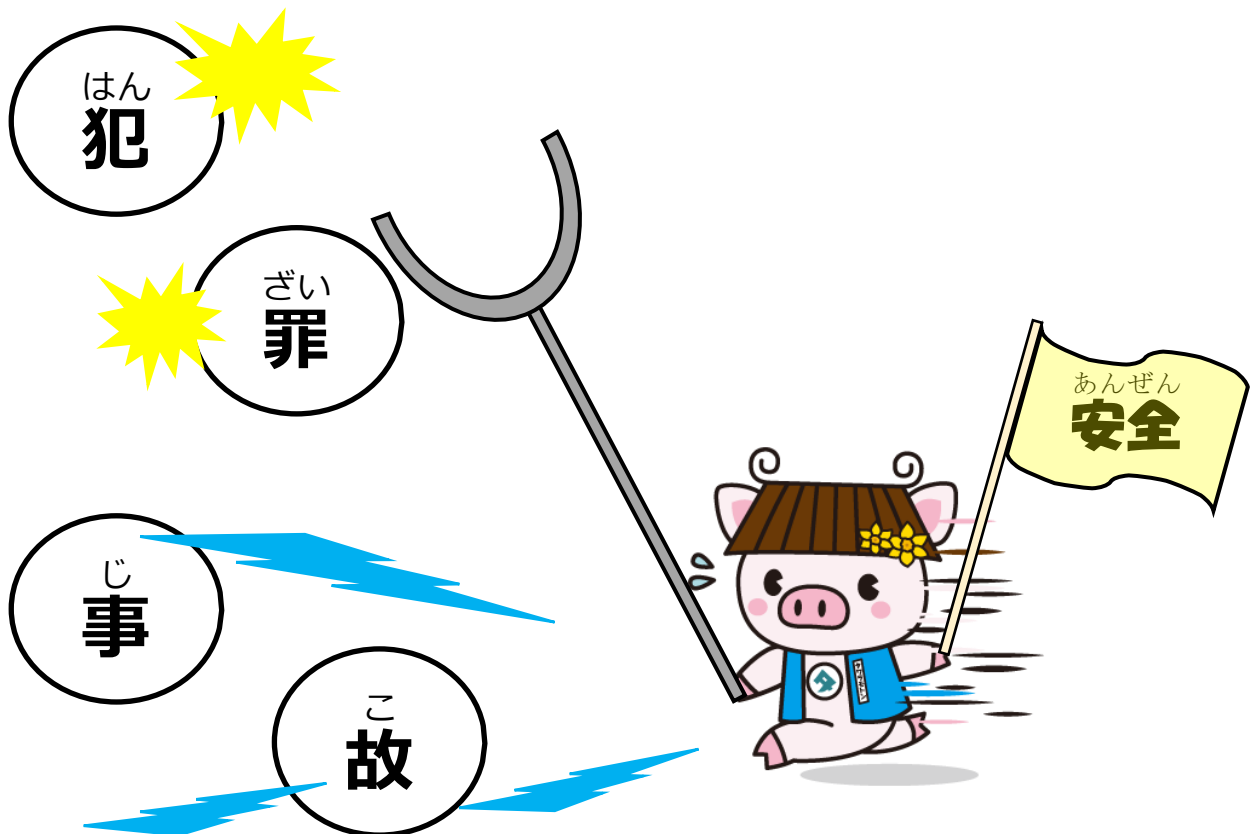
第12条 (こどもの安全安心の確保)

はんざい じ こ

犯罪や事故などから、こどもたち

まも

を守ります。



だい じょう まな およ せいちょう
第13条 (こどもの学び及び成長への
しえん かか かんきょうせいび
支援に係る環境整備)

- こどもたちの、^{まな}学ぼうとする^{きも}気持ち
^{けんり}や^{たいせつ}権利を大切にします。
- ひとりひとりの^{ちが}違いに^め目を^む向けて、
^{じりつ}こどもたちが自立できるような^{かんきょう}環境
をつくります。

あそ なか
遊びの中にも

まな
「学び」があるトン!



だい じょう こそだ かてい およ
第14条 (子育て家庭、及び
よ そ しえん
こどもに寄り添った支援)

○町は「^{こそだ}子育て」について、いろいろ
^{しえん ひつよう ぼあい}な支援が必要な場合でも、^{と く}取り組ん
でいきます。

○こどもたちが^{あつ}集まる^{がっこう}学校や^{じぎょうしゃなど}事業者等
は、^{たが}お互いに^{きょうりょく}協力し、^{かだい}課題の^{かいけつ}解決
^{つと}に努めてもらいます。

よりそう トン!



だい じょう しょうだん たいおう
第15条 (こどもからの相談への対応)

ちょう 不安 ふあん
町は、こどもたちの不安がなくなる
ように、お話し き たいおう
を聞いて、対応できる
ようにします。

不安 ふあん ひと
不安なことは、まわりのおとなの人に、

相談 そうだん
相談してみよう！

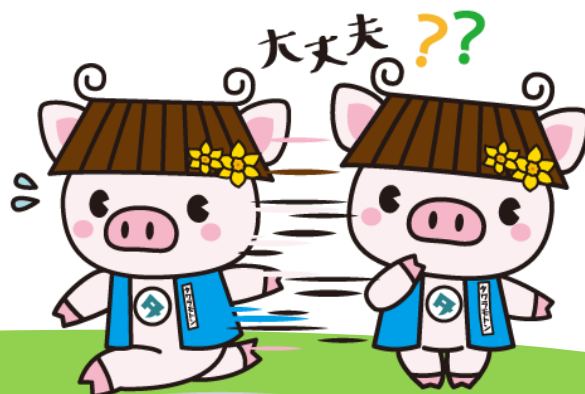
みみ
耳をかたむける…



だい じょう しえん ひつよう
**第16条 (支援を必要とする
こどもへの支援)**

りゆう しえん ひつよう
○いろいろな理由で支援が必要な
こどもたちにも、それぞれの状態に
おう しえん
応じた支援をします。

しえん ひつよう
○支援が必要なこどもたちを、
はや み ひつよう しえん
早く見つけて、必要な支援をします。



だい じょう けいかく さくてい
第17条 (計画の策定)

「^{さくてい}策定」とは「^{つくること}つくること」です。

こどもに^{かん}関する^{じぎょう}事業」をきちんと^{つづ}続けて
いくため、^{けいかく}計画をつくりま

^{ちょう}町のホームページには、
^{たわらもとちょう こ}「^{こそだ しえんじぎょうけいかく}田原本町子ども・子育て支援事業計画」を
の
載せています。

^{すこ むずか ないよう}少し難しい内容かもしれませんが、^み見てください！

^{せつめい お}これで説明は終わりだトン！



とあ お問い合わせ

にんしん こそだ そうだん
妊娠から子育ての相談

こども未来課

こそだ せだいほうかつしえん
子育て世代包括支援センター

0744-33-9095

じょうれい じどうふくし
この条例、児童福祉、
じどうぎゃくたい そうだん がくどうほいく
児童虐待の相談、学童保育について

みらい か そうごうそうだんがかり
こども未来課総合相談係

0744-33-9095

ほいくしょ
保育所について

みらい か しえんがかり
こども未来課こども支援係

0744-33-9036

しょう かん
障がいに関すること

けんこうふくし かしょうがいふくしがかり
健康福祉課障害福祉係

0744-34-2090

しょうちゅうがっこう ようちえん
町立小中学校・幼稚園について

きょういくそうむ か がっこうきょういくがかり
教育総務課学校教育係

0744-34-2074

せいしょうねんけんぜんいくせいすいしんじぎょう
「青少年健全育成推進事業」や

ほうかごこ きょうしつ
「放課後子ども教室」について

しょうがいきょういく かしょうがいがくしゅうがかり
生涯教育課生涯学習係 0744-32-6193

せいしょうねんなや そうだん
「青少年悩みごと相談」について

しょうがいきょういく かしょうがいがくしゅうがかり
生涯教育課生涯学習係

0744-32-6193

しょうだん
「やすらぎ相談※」について

しょうがいきょういく かしょうがいがくしゅうがかり
生涯教育課生涯学習係

0744-32-6193

しゅうだんせいかつ にがて よう しょう ちゅうがくせい
※集団生活が苦手な幼・小・中学生と

ほごしゃ そうだん
保護者のための相談です。



さいご
最後までみてくれてありがトン！

ありがとう

